二　一競輪施行者当たりの年間開催回数

競輪施行者名	年間開催回数
函館市	十四回
青森市	十二回
いわき市	十二回
弥彦村	十二回
前橋市	十回
茨城県	十二回
取手市	一回
宇都宮市	十二回
埼玉県	二十四回
東京都十一市競輪事業組合	十二回
立川市	十二回
松戸市	十二回
千葉市	十二回
神奈川県競輪組合	三回
川崎市	十回
平塚市	十回
藤沢市	二回
小田原市	十一回
伊東市	十二回
静岡市	十二回
一宮市	十二回
名古屋競輪組合	十二回
岐阜市	十二回
大垣市	十二回
豊橋市	十三回
富山市	十二回
松阪市	十二回
四日市市	十二回
福井市	十二回
大津市	十二回
奈良県	十二回
京都府	十二回
和歌山県	八回
岸和田市	十二回
玉野市	十二回
広島市	十二回
防府市	十二回
高松市	十二回
観音寺市	十二回
小松島市	十二回
高知市	十二回
松山市	十二回
北九州市	十二回
久留米市	十二回
武雄市	十二回
佐世保市	十二回
別府市	十二回
熊本市	十二回

○経済産業省告示第七十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成十八年通商産業省告示第五十号（電子計算機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

電子計算機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

⑴　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第６号に掲げる電子計算機（以下「電子計算機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成19年４月１日に始まり平成20年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成22年４月１日に始まり平成23年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する電子計算機のエネルギー消費効率（３⑴に定める方法により測定した数値をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。ただし、上記の年度における出荷台数が過去の一年度の最高出荷台数の10%以下である機種については適用しない。

区分				基準エネルギー消費効率
電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	区分名	
旧サーバ型電子計算機	64本以上		a	3.1
	８本以上64本未満		b	0.079
	４本以上８本未満	16ギガバイト以上	c	0.071
		16ギガバイト未満	d	0.068
	４本未満	16ギガバイト以上	e	0.053
		４ギガバイト以上16ギガバイト未満	f	0.039
		２ギガバイト以上４ギガバイト未満	g	0.024
		２ギガバイト未満	h	0.016
旧クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	２本以上４本未満	６ギガバイト未満	i	0.027
	２本未満	２ギガバイト以上６ギガバイト未満	j	0.0048
		２ギガバイト未満	k	0.0038
旧クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの		１ギガバイト以上６ギガバイト未満	l	0.0026
		１ギガバイト未満	m	0.0022

備考１　「旧サーバ型電子計算機」とは、旧クライアント型電子計算機以外のものをいう。

２　「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路（当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む）から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち、最大データ転送速度が１秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

３　「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

４　「旧クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの（グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているものまたはキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む）であって、主記憶容量が６ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が４本未満のものをいう。